

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

※ 改正後の銀行法施行規則を改正規則と略して記載

No	コメントの概要	金融庁の考え方
○銀行法施行規則		
第 15 条		
1	持株会社が実質的なリスク管理業務の統括の大宗を行っている場合にも、「本店」は改正規則第 15 条第 1 項第 1 号に該当するため届出が必要という整理になりますでしょうか。	銀行の本店は、改正規則第 15 条第 1 項第 1 号に該当するため、平日を休日とする場合は承認が必要となります。
2	「災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に関する事務」、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務」として具体的にご想定されている事務をご教示ください。	改正規則第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に関する事務その他の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所」については、例えば、地震・台風等の異常な自然現象やこれに比すべき外部事象（戦乱や感染症のまん延等）が発生した際などに、銀行が金融インフラとしての機能を維持するため、当該銀行の各営業所が行うべき業務や事務を指揮・命令・管理する営業所や、内部規則等により本店に代わってその役割を担うことが明確に決められている営業所などが考えられますが、いずれにしても、災害等の有事に備えて各銀行が策定している業務継続計画や危機管理方針等を前提に、同項第 2 号に規定する営業所に該当するか否かを銀行自ら判断する必要があると考えます。
3	改正規則第 15 条第 1 項第 2 号の「災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に関する事務その他の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所」の例について、どのような営業所をイメージされているのか、基本的には全ての営業所が災害その他の事象が発生した場合における何らかの危機管理に関する事務をそれぞれの支店のレベルで統括するような実態になるように思うのですが、このあたりについてどのような運営がとられることになるのか、適用イメージをご教示いただき、承認制度の対象に引き続きなる部店及びその申請を行うことになる部店等について明確化していただけますか。 (前項に関連し、)「その他の事象」に該当するケースの具体例について、ご教示ください。	
4	「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務」とは、いわゆる内部統制に係る事務という理解でよろしいでしょうか。	
5	銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を「統括する営業所」とは、いわゆる「本社」を指すものでしょうか。	
6	以下の営業所は、「統括する営業所」となりますでしょうか。 1 本社を東京と大阪の二拠点に分けている場合の、各「本社」 2 地域ごとにリスク管理を中間的に統括している営業所	

	<p>3 東京が大災害となった場合にバックアップ機能を予定される営業所。</p>	
7	<p>災害等の場合において、外国銀行在日支店で主に想定される改正規則第 15 条第 1 項第 2 号の営業所は、関西地域等の「従たる外国銀行支店（営業所）」または規則第 32 条第 1 項第 1 号に規定する「出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）」などが考えられる。</p> <p>「従たる外国銀行支店（営業所）」と「出張所」については、災害等で一時的にこれらが主たる外国銀行支店に代わって「事務を統括する営業所」の機能を担うこととなった場合にのみ、施行令第 5 条第 2 項第 2 号の休日の承認を申請するという理解でよろしいでしょうか。</p>	
8	<p>引き続き承認制の対象となる「災害その他の事象が発生した場合における銀行の危機管理に関する事務その他の銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要となる事務を統括する営業所」は、各行が独自に選定できると理解してよいか。</p> <p>また、各行において選定するという場合には、一定の基準が設けられるか。</p>	
9	<p>（数ある銀行業務の中で）「金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。」を、敢えて追記されたご趣旨をご教示ください。また、「通信回線を用いて処理する制度の運営」のみが対象であるとする、電子記録債権は対象となるか、小切手・外国為替取引は対象外でよろしいか、ご確認させていただけないでしょうか。</p> <p>「営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。」として「著しく」とありますので、例えば、一週において、土日以外に休日が増えた程度であれば、通常の「不便」ととどまりますので、「休日が週に一日増えた程度であるため、顧客の不便の程度が著しいとは言えない」という程度の記載でもよろしいでしょうか。また、移動店舗の実務との平仄を考えると、少なくとも週 1 回程度、当該場所で営業する場合であれば、「顧客の不便の程度が著しいとは言えない」という整理は可能でしょうか。</p> <p>「その他参考となるべき事項を記載した書面」として、ご想定 of 事項のご例示をいただけないでしょうか。</p>	<p>改正規則第 15 条第 2 項に規定する承認申請書又は届出書の添付資料については、従前の銀行の営業所の休日の承認申請書の添付書類や審査基準を踏まえたものとしています。また、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、銀行の営業所において平日を休日とする場合には、当該営業所の業務内容を踏まえた理由書等を添付のうえ、承認申請又は届出をする必要があります。</p> <p>改正規則第 15 条第 2 項に掲げる事項については、各銀行の事情により記載内容が異なると考えられますが、例えば、「営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと」であれば、営業所の立地条件や顧客層等を踏まえつつ、営業所に併設する ATM 等を休日としようとする日に稼働させることや当該営業所の近隣の営業所で同様のサービスの提供が受けられる旨を記載するなど、各事項に係る銀行の判断について、合理的な根拠に基づき、具体的に記載いただく必要があると考えられます。</p> <p>なお、同項第 3 号の「その他参考となるべき事項を記載した書面」については、例えば、休日としようとする営業所の繁閑状況（来店者数等）を示した資料や当該営業所の近隣にある営業所の設置状況など、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての記載を補足する資料が考えられます。</p>

10	<p>今次の改正で改正対象の営業所について、銀行法第8条第1項及び銀行法施行令第5条第2項第2号の休業設定手続が届出制に変更となる経緯、変更が見送られ承認制が維持される経緯及び従来の休業制度の制度趣旨とのそれぞれの改正及び改正の見送りを実施することの整合性に関し、銀行においては、従業員ごとに各種休暇制度の消化が基本的には許容されており、各従業員が希望すれば休暇の取得が容易にできるのに、どうして営業所単位の休日の届出制化の改正が発生するのか、業界団体の規制緩和要望の問題意識も含め、ご教示ください。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行は、社会・経済インフラの一部を成していると考えられることから、銀行の営業所が平日に休日を設定する場合は、届出によることができる一部の営業所を除き、原則は当局の承認が必要となっています。</p> <p>今回の改正は、銀行等を取り巻くデジタル技術の進展や社会経済環境の変化、これを踏まえた銀行による迅速かつ柔軟な店舗運営を可能とする観点から、承認又は届出により休日とすることができる銀行の営業所の範囲を見直すこととしたものです。</p> <p>なお、本意見募集は「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等（令和5年12月15日公表）の内容に関するものであるため、本件改正以外に係るご質問等は本意見募集の対象外と考えます。</p>
11	<p>従来の銀行法において、営業所の銀行法第8条第1項及び銀行法施行令第5条第2項第2号の休日の設定が、金融庁長官の承認制とされていた趣旨について、文献によると銀行条例に遡るようですが、銀行条例の該当規定の趣旨及び現行法に当該規定が承継されている経緯及び趣旨について、出典も含めてご教示ください。また、従来の銀行法上の休日及び臨時休業に関する制度構造について、わかりやすさの観点から、併せてご説明ください。</p>	
12	<p>銀行本体の銀行法第8条第1項及び銀行法施行令第5条第2項第2号の休日の設定の申請又は届出の運用イメージについて、どのような部署から承認申請又は届出がなされ、届出については、理論的には、適式な届出であったとしても、不受理とすることが適用法令上可能な場合もあり得ないわけではないようにも思われるため、そうした意味で届出についても、審査が発生するケースもないわけではないとは思われるのですが、どのような審査がなされることになるのかご教示ください。</p>	<p>一般論として、届出は、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとされています（行政手続法第38条）。</p>
13	<p>従来の銀行法第8条第1項及び銀行法施行令第5条第2項第2号、銀行法施行規則第15条第1項及び第2項の営業所の休日の設定に関する御庁の審査の実務に関し、どのようなケースにおいて、どのような部署から申請がなされ、どのようなケースについて、どのような内容の審査のもとで承認がなされてきたのかご教示ください。また、関連して、銀行法第16条第1項の臨時休業の届出に関して、従来どのようなケースについて届出がなされ、どのような審査のもとで承認がなされていたのかについて、対比的にご教示ください。</p>	<p>従前の銀行の営業所等の休日の承認申請は、例えば、ショッピングモール等の施設内に既に設置されている営業所について、当該施設全体が平日に休業日を設定する場合などにされることが想定されます。また、当該承認申請については、銀行法において規定されている審査基準に照らして個別の事案ごとに実質的に判断されることとなります。</p> <p>なお、本意見募集は「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等（令和5年12月15日公表）の内容に関するものであるため、本件改正以外に係るご質問等は本意見募集の対象外と考えます。</p>

14	<p>改正規則第 15 条第 1 項第 1 号について、貴庁用例では、「読み替えて適用」のものについては、条文を分けて規定する先例ではないでしょうか（「（外国銀行支店にあつては、法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店）」というご記載は適切でしょうか）。</p> <p>例) 保険業法施行規則 （基準日株主が行使することができる権利） 第十五条 法第十一条の規定により読み替えて適用する会社法第二百二十四条第二項（基準日）に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。 一・二 （略）</p>	<p>ご指摘の点については、銀行法施行令第 9 条第 2 項において読替規定を措置しております。</p>
第 34 条の 54 の 2		
15	<p>「営業所又は事務所」を「営業所等」と略称したこととの関係でお伺いたします。銀行代理業は「営業」なのに（銀行法第 2 条第 14 項）、「主たる事務所」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 4 条）といった非営利機関の住所所在地が規定されていません。非営利機関が営利目的で銀行代理業の業務を行う可能性もあるということなのでしょうか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、銀行法上、銀行代理業の許可を受けることができる「法人」の形態に制限はない一方、これをもって、他の法令上の規制の適用が排除されるものではありません。</p>
16	<p>銀行本体の休業制度に関するものと同様の改正が、特定銀行代理業者、当座預金の銀行代理業務を行う事業者、銀行法第 52 条の 46 及び第 2 条第 14 項、銀行法施行規則第 34 条の 54 についても実施されると、インターネットベースで拝見しました。この点に関連して、特定銀行代理業者として現在どのような事業者が存在するのか、また、特定銀行代理業者についてのみ、銀行本体と同様の休業制度が採用されている趣旨についてご教示ください。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理行為を行う特定銀行代理業者については、その業務内容に鑑み、決裁システムの安定性を確保する観点から、銀行と同様、特定銀行代理業者の営業所等において、平日に休日を設ける場合は、届出によりすることができる一部の営業所等を除き、原則は当局の承認が必要となっています。</p> <p>今回の改正は、銀行と同様、銀行等を取り巻く環境変化等に鑑み、特定銀行代理業者の営業所等について、届出により休日とすることができる営業所等の範囲を見直すこととしたものです。</p>
17	<p>本項の中で、パブリックコメントの対象となっている命令とは直接関係はないのですが、元々銀行代理業として、インターネット上に公表されているものも含め、現在、どのようなものが登録されているのか及び銀行代理業の制度趣旨等について、書籍及び御庁のホームページ上で一定の解説がなされているようには思われますが、わかりやすさの観点から、補足的に本照会への回答に必要な範囲で補足いただければと思います。</p>	<p>また、銀行代理業者の許可状況や業務の実施状況等については、例えば、金融庁のウェブサイトにおいて公表されている「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」や、銀行代理業者等において縦覧されている「銀行代理業に関する報告書」等から確認することができますので、ご活用ください。</p> <p>なお、本意見募集は「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等（令和 5 年 12 月 15 日公表）の内容に関するものであるため、本件改正以外に係るご質問等は本意見募集の対象外と考えます。</p>

18	<p>今次の改正で対象の特定銀行代理業者の休業が届出制に変更となる経緯及び従来の休業制度の制度趣旨との整合性に関し、従業員ごとに各種休暇制度の消化が基本的には許容されているのに、どうして営業所単位の休日の届出制化の改正が発生するのか、業界団体の規制緩和要望に関する問題意識も含め、ご紹介・ご教示願います。</p> <p>特定銀行代理業者について、どのような事業者のことを、現状想定されているのか或いは現状どのような事業者が登録を受けているのかよくわからないため、機械的に、銀行本体に関する照会を書き写させていただければと思います。</p>	
----	---	--

○その他

19	<p>並行してパブリックコメントに付されている「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等の公表について</p> <p>※と合わせますと、第 15 条について、合成した場合にはそれぞれの新旧が想定しない項ずれが生じてしまうのではないのでしょうか（このような場合、どちらかの施行が先行することを前提とした新旧の発表はしないのでしょうか。条文ずれのところについて、行政手続法上の意見公募手続きができていないこととなります。当該部分は単なる条ズレだけであるとしてその部分だけ行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号相当として扱うというご整理でしょうか）。</p> <p>※「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等の公表について（令和 5 年 12 月 15 日）</p>	<p>令和 5 年 12 月 15 日公表の「「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等の公表について」における銀行法施行規則の改正に伴い、改正規則第 15 条に項ずれが生じるものの、それぞれの改正内容に影響はございません（令和 6 年 3 月 28 日公表の「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関するパブリックコメントの結果等について」において公表している新旧対照表には、当該項ずれが反映されています。）。</p> <p>なお、当該項ずれに関しては、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当することから、同法に定める意見公募手続きを要しないものと考えられます。</p>
----	---	---